

第3-(3)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿
納税地 (電話番号 - -)
(フリガナ)
法人名
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名

※ 一連番号
所管 要否 整理番号
申告年月日 令和 年 月 日
申告区分 指導等 庁指定 局指定
通信日付印 確認
年 月 日
指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3
令和

簡 法人用 第一表

自 平成 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額 ①
消費税額 ②
貸倒回収に係る消費税額 ③
控除対象仕入税額 ④
返還等対価に係る税額 ⑤
貸倒れに係る税額 ⑥
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧
差引税額 (②+③-⑦) ⑨
中間納付税額 ⑩
納付税額 (⑨-⑩) ⑪
中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫
この申告書が修正申告である場合 既確定税額 ⑬
差引納付税額 ⑭
この課税期間の課税売上高 ⑮
基準期間の課税売上高 ⑯
この申告書による地方消費税の税額の計算
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額 ⑰
差引税額 ⑱
譲渡割額 還付額 ⑲
納税額 ⑳
中間納付譲渡割額 ㉑
納付譲渡割額 (⑳-㉑) ㉒
中間納付還付譲渡割額 (㉑-⑳) ㉓
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額 ㉔
差引納付譲渡割額 ㉕
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖

付記事項
割賦基準の適用
延払基準等の適用
工事進行基準の適用
現金主義会計の適用
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用
区分 課税売上高(免税売上高を除く) 売上割合%
第1種
第2種
第3種
第4種
第5種
第6種
特例計算適用(令57③)
還す付るを金融機関等
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
農協・漁協 本所・支所
預金 口座番号
ゆうちょ銀行の貯金記号番号
郵便局名等
※税務署整理欄
税理士名 (電話番号 - -)
税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

⑪・⑫又は⑬・⑭の記入をお忘れなく。

㉖ = (⑪+⑫) - (⑧+⑬+⑲+⑳) ・修正申告の場合㉖ = ⑬+⑳
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

第3-(3)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 法人名	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	

※	一連番号	
所管	要否	整理番号
申告年月日	令和 年 月 日	
申告区分	指導等	庁指定
局指定		
通信日付印	確認	
年 月 日		
指導年月日	相談	区分1
令和		

簡
法人用
第一表

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

(中間申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日)
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	十兆千百十億千百万千百十一円
消費税額	②	000
貸倒回収に係る消費税額	③	
控除		
控除対象仕入税額	④	
返還等対価に係る税額	⑤	
貸倒れに係る税額	⑥	
税額		
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	
差引税額(②+③-⑦)	⑨	00
中間納付税額	⑩	00
納付税額(⑨-⑩)	⑪	00
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫	00
この申告書既確定税額	⑬	
が修正申告である場合 差引納付税額	⑭	00
この課税期間の課税売上高	⑮	
基準期間の課税売上高	⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰	
差引税額	⑱	00
譲渡割額		
還付額	⑲	
納税額	⑳	00
中間納付譲渡割額	㉑	00
納付譲渡割額(㉑-㉒)	㉒	00
中間納付還付譲渡割額(㉑-㉒)	㉓	00
この申告書既確定譲渡割額	㉔	
が修正申告である場合 差引納付譲渡割額	㉕	00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	34
参事区	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	35
	区分 課税売上高(免税売上高を除く) 売上割合%		
	第1種		36
	第2種		37
	第3種		38
	第4種		39
	第5種		42
第6種		43	
特例計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	40	
還す付るを金融機関等と	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所		
	預金 口座番号		
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-	
	郵便局名等		
※税務署整理欄			
税理士名	(電話番号 - -)		
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有		
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有		

第3-(3)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 -)

(フリガナ) 法人名

法人番号 ※ 法人番号は複写されません。

(フリガナ) 代表者氏名

※ 一連番号

所管 要否 整理番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認

指 導 年 月 日 相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

簡 法人用 第一表

自 平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

中間申告 自 平成 年 月 日 令和元年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)の場合の 対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	十兆千百十億千百万千百十一円
消費税額	②	000
貸倒回収に係る消費税額	③	
控除	控除対象仕入税額	④
	返還等対価に係る税額	⑤
税額	貸倒れに係る税額	⑥
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	00
中間納付税額	⑩	00
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	00
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	00
この申告書既確定税額	⑬	
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額	⑭	00
この課税期間の課税売上高	⑮	
基準期間の課税売上高	⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰	
差引税額	⑱	00
譲渡割額	⑲	
納税額	⑳	00
中間納付譲渡割額	㉑	00
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	00
中間納付還付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉓	00
この申告書既確定譲渡割額	㉔	
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額	㉕	00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	31	
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	32	
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	33	
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	34	
	参事区	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	35
		区分 課税売上高 (免税売上高を除く) 売上割合%		
		第1種		36
		第2種		37
		第3種		38
		第4種		39
第5種			42	
第6種		43		
特例計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	40		
還す付るを金融機関等と	銀行 本店・支店			
	金庫・組合 出張所			
	農協・漁協 本所・支所			
預金 口座番号				
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-			
郵便局名等				
※税務署整理欄				
税理士名	(電話番号 -)			
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有			
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有			

令和元年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)